

# 令和5年度「福祉施設のいのちを守る」災害対応力向上事業委託に係る 企画コンペ実施要領

## 1 目的

「福祉施設のいのちを守る」災害対応力向上事業を委託するにあたり、提出された提案内容及び提案者の実施能力を総合的に判断することにより、受託者を決定するための企画提案を募集する。

## 2 委託業務の内容

- (1) 業務名 令和5年度「福祉施設のいのちを守る」災害対応力向上事業
- (2) 委託内容 さが「福祉施設のいのちを守る」避難タイムラインの作成促進・普及啓発や施設における「風水害対策リーダー」育成のセミナーの開催及び専門家等による個別支援の実施等（別添仕様書のとおり）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

## 3 委託契約額の上限

9,042千円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

## 4 参加資格要件

本件企画コンペに参加を希望する者は、民間団体（民間企業、公益法人、共同組等）、特定非営利活動法人（NPO法人）をはじめとする市民社会組織（CSO）とし、次の全ての要件をみたくするものとする。

なお、参加要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、業務を誠実かつ確実に実施できる団体であること。
- (2) 過去、同種かつ同規模の業務を受託した実績、又はこれに類する組織体制や知識・ノウハウを有していること。
- (3) 委託業務の実施にあたり、県の要求に応じて迅速かつ的確に対応できる体制を整えていること。
- (4) 地方自治施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、また民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 公募開始の日の6か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りになった者でないこと。
- (7) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 5 募集方法

佐賀県ホームページに掲載する。

## 6 参加資格確認申請書等の提出

- (1) 提出書類及び提出部数
  - ア 参加資格確認申請書（様式1） 1部
  - イ 団体概要及び実績（様式2） 8部
- (2) 提出期限 令和5年3月13日（月） 17時必着
- (3) 提出場所 佐賀県健康福祉部 社会福祉課 地域福祉担当  
（佐賀県佐賀市城内1丁目1-59 旧館3階）
- (4) 参加資格の確認結果は、令和5年3月17日（金）までに通知する。

## 7 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
  - ア 企画提案書（様式任意）
    - ※別添仕様書に掲げる委託業務の目的、内容、過去の実績等に沿った企画内容であることが分かるよう作成すること。
  - イ 見積書（様式任意）
    - ※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること
- (2) 提出部数 8部
- (3) 提出期限 令和5年3月24日（金） 17時必着
- (4) 提出場所 佐賀県健康福祉部 社会福祉課 地域福祉担当  
（佐賀県佐賀市城内1丁目1-59 旧館3階）

## 8 プレゼンテーションについて

プレゼンテーションは省略し、書類審査のみとする。なお、必要に応じて参加者へヒアリングを行う場合がある。

## 9 審査

(1) 審査は、下記の審査項目にしたがって審査を行い、企画内容が優れ、かつ最も有利な提案をしたものを選定する。

ア 企画内容に対する評価

- 内容の妥当性：事業の趣旨や目的を的確に捉えているか。
- 内容の先進性：実効性を高めるための工夫や先進性が見られるか。

イ 実施体制に対する評価

- 実施体制の確実性：業務遂行に必要な人員体制を備えているか。
- 実施実績：過去3年間に類似の事業の実績があるか。

ウ 総合的な評価

- 総合的な評価、その他の評価：総合的に評価すべき点やその他評価すべき点があるか。
- 経費の妥当性：見積額は妥当なものか。

(2) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。なお、最低基準点は、評点と価格点の合計の6割とする。

(3) 評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査項目「ア企画内容に対する評価」の得点が高い者を最優秀提案者とする。

(4) 次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

ア 「団体の要件（参加資格）」を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合

イ 公正な審査妨害する恐れのある行為があったことが判明した場合

ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合

エ 1人で2以上の提案をした場合

オ 代理人でその資格のない場合

カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合

キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合

ク 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

## 10 委託業者の決定

審査の結果、最も高い評価を受けた者を委託者として選定する。

また、審査結果については、令和5年3月31日（金）までに各提案者に個別通知する。

## 11 実施スケジュール

- ・募集開始：令和5年2月27日（月）
- ・質問書提出期限：令和5年3月6日（月）17時まで
- ・質問書に対する回答：令和5年3月9日（木）までに県HPに公表
- ・参加資格確認申請書提出期限：令和5年3月13日（月）17時まで
- ・企画提案書提出期限：令和5年3月24日（金）17時まで
- ・書類審査：令和5年3月27日（月）予定

・採択者決定及び決定通知：令和5年3月31日（金）

## 1.2 費用負担

企画提案等の作成・提出、企画競争への参加に要する費用は、すべて提案者の負担とする。

## 1.3 その他

### (1) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が 当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(ウ) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

### (2) 企画コンペ手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件企画コンペ手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

### (3) 企画コンペの辞退

企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

### (4) その他

ア 提出された企画書等は返却しない。

イ 企画書等は選定作業等、必要な範囲において複製することがある。

ウ 企画が採用された団体については、県と協議のうえ委託契約を締結する。

エ 提出された企画書等については、本要領に基づく委託業者の選定以外の目的には使用しない。

オ この実施要領に掲げる手続きは、令和5年2月定例県議会において、当該委託業務の予算が成立しない場合は中止する。この場合は、佐賀県ホームページにより公示を行う。

また、契約の締結については、令和5年4月1日以降とする。

## 1.4 問合せ先

佐賀県健康福祉部 社会福祉課 地域福祉担当

住所 〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

TEL 0952-25-7053

FAX 0952-25-7264

E-mail [syakaifukushi@pref.saga.lg.jp](mailto:syakaifukushi@pref.saga.lg.jp)